

東 都 医 発 第 8 6 1 号
令 和 4 年 6 月 1 6 日

一般社団法人
東 京 産 婦 人 科 医 会
会 長 山 田 正 興 殿

公益社団法人
東 京 都 医 師 会
会 長 尾 崎 治 夫
(公 印 省 略)

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について
(再周知)

平素は、本会が実施いたします事業に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

緊急時等における妊産婦及び新生児の搬送に係る、助産所と嘱託医師等並びに地域の病院・診療所との連携につきましても、平成19年および平成25年にお知らせしているところですが、通知の内容が行き届いていないとの声があったため、再周知を行うものです。

医療法第19条の、助産所の開設者は分娩時等の異常に対応するため嘱託医師等を定めておかなければならないとする規定は、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、「実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受入れが行われるべきものである」との考えに基づき、適切な対応を求めています。

つきましても、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、都内各保健所には東京都から別途通知しておりますことを申し添えます。

(参考)

- ・助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について (平成25年10月3日付東京都医発第1738号)



一緒に新型コロナウイルスと戦いましょう
東京都医師会は医療を通じて皆さんを応援します
感染を防ぐために New Lifestyle の実践を

(公社) 東京都医師会救急・災害課
TEL : 03-5244-5264 (直通)
FAX : 03-3292-7097
E-mail : kyusai@tokyo.med.or.jp

日医発第 505 号 (地域)

令和 4 年 6 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

渡 辺 弘 司

(公印省略)

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における
連携について (再周知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課他連名で、各都道府県衛生主管部 (局) 宛に標記事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

緊急時等における妊産婦及び新生児の搬送に係る、助産所と嘱託医師等並びに地域の病院・診療所との連携につきましては、平成 19 年および平成 25 年に通知が発出されているところですが、通知の内容が行き届いていないとの声があったため、再周知を行うものです。

医療法第 19 条の、助産所の開設者は分娩時等の異常に対応するため嘱託医師等を定めておかなければならないとする規定は、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、「実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受入れが行われるべきものである」との考えに基づき、適切な対応を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下関係医療機関への再周知、並びに周産期医療に関する協議会等を活用した適切な周産期医療提供体制の確保について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

- ・分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の確保について (平成 19 年 12 月 20 日 日医発第 857 号 (地 I 156))
- ・助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について (平成 25 年 9 月 25 日 日医発第 613 号 (地 I 133))

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における
連携について（再周知）

標記について、別紙の通り各都道府県衛生主管部（局）宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における
連携について（再周知）

助産所においては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 19 条の規定により、嘱託医師、嘱託医療機関等（以下「嘱託医師等」という。）を定めおかなければならないとされているが、この規定については、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送および受入が行われるべきものであることについて、別添の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発 0330010 号厚生労働省医政局長通知）及び「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（通知）」（平成 25 年 8 月 30 日付け医政総発 0830 第 3 号・医政指発 0830 第 2 号・医政看発 0830 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・指導課長・看護課長連名通知）により周知しているところです。

再度、上記の取扱いについて関係者へ周知いただくとともに、周産期医療に関する協議会等を活用し、引き続き、適切な周産期医療提供体制の整備にご協力をお願いします。

(参考)

「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（通知）」（平成 25 年 8 月 30 日付け医政総発 0830 第 3 号・医政指発 0830 第 2 号・医政看発 0830 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・指導課長・看護課長連名通知）（抄）

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 19 条及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 15 条の 2 の規定により、助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、嘱託医師等を定めておかなければならないとされている。

この規定については、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受入れが行われるべきものであるから、関係者においては、この考え方に基づいて適切に対応されたい。

また、地域における周産期医療体制を構築し、妊産婦及び新生児の安心・安全の確保を図るためには、日頃より、助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間で妊産婦に関する情報共有を図るとともに、緊急時の対応を事前に協議すること等により、一層緊密な連携体制がとられるよう努められたい。

問い合わせ先

厚生労働省医政局地域医療計画課 榎山 前中 片岡

電話番号：03-3595-2185

事 務 連 絡
令和4年6月15日

公益社団法人東京都医師会 御中

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における
連携について（再周知）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省から通知がございましたのでお知らせします。

なお、都内各保健所に都から別途通知しておりますので申し添えます。

送付書類

- ・令和4年6月6日付事務連絡「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（再周知）」

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部
救急災害医療課 周産期医療担当
電話03-5320-4378